# 未届有料老人ホームに対する届出指導要領

#### 1 趣 旨

この要領は、老人福祉法の規定により有料老人ホームに該当する施設であって、有料老人ホームを設置する届出を行っていない者に対する各地方局地域福祉課の届出指導について定めるものである。

## 2 定義

この要領において「未届有料老人ホーム」とは、老人福祉法第 29 条第1項に規定 する有料老人ホームに該当するが、同項の届出を行っていない施設とする。

#### 3 届出までの手順

- (1) 市町、居宅介護支援事業者及び住民等から有料老人ホームと思われる施設の情報 を入手した場合、別紙1「高齢者向け施設の運営に関する調査票」により当該施設 が有料老人ホームに該当するか否かの調査を行う。
- (2) (1) の調査に加えて、有料老人ホームに該当する施設を適切に把握するため、 必要に応じて実地調査又は施設設置者への聞き取り調査等を行う。
- (3) 施設が有料老人ホームに該当するか否かを判断する基準は、別紙2「有料老人ホーム該当施設判断基準」によることとする。
- (4) (1) の調査により有料老人ホームに該当すると認められた施設の設置者に対しては、老人福祉法第29条第1項の規定による届出を速やかに行うよう指導する。
- (5)届出は届出指導を行ったときから、概ね3月以内に行うよう指導する。
- (6) 市町は要介護認定調査及び特定高齢者等の認定過程又は地域包括支援センターに 集められる情報等で有料老人ホームと思われる施設の情報の把握に努め、県は各市 町の介護保険担当課と有料老人ホームの情報提供に関して密接な連携を図る。
- 4 未届有料老人ホームにおける愛媛県有料老人ホーム設置運営指導指針の基準の取扱い
- (1) 未届有料老人ホームのうち、愛媛県有料老人ホーム設置運営指導指針(以下「指針」という。) の基準に適合しない施設(以下「基準適合外施設」という。) の設置者に対しても、速やかに届出を行うよう指導すること。

なお、届出の指導を行った時点において、指針の基準に適合していない部分を把握している場合は、届出時までに改善が可能な部分については、改善するよう指導すること。この場所において、届出時点において改善がなされなかったときであっても、届出を受理することとする。

(2) 届出を行った基準適合外施設に対しては、指針の基準に適合していない部分に応じて、次の措置を速やかにとるよう指導すること。その際、必要に応じて期限を定めて改善状況を報告させることができる。

- (ア) 施設基準のうち居室面積が指針の基準を満たしていない場合においては、サービスの提供に際して、必要な広さが確保されていること。
- (イ)建物が耐火建築物又は準耐火建築物でない場合、避難設備、警報設備、消火設備等事故・災害に対応するための設備を十分に設け、入居者の安全を確保すること。
- (ウ) 施設が提供するサービスの内容に応じた、必要な設備が設けられていない場合 は、サービスの委託等も含めてサービスの提供体制の見直しを検討すること。
- (エ) 居室が相部屋(夫婦部屋を除く。)であり、既に居室に入居者が存在する等の理由により個室とすることが困難と認められる場合は、入居者のプライバシーに配慮した上で入所者ごとにサービスの提供に必要な適当な広さを確保すること。また、入居者の退居が発生した場合は、居室定員を順次減少させる措置をとること。
- (オ) 施設が提供するサービスの内容に応じた、適切な数の職員が配置されていない場合は、サービスの委託等も含めてサービスの提供体制の見直しを検討すること。
- (カ) 指針に規定する施設の管理運営、サービスの内容、利用料の取扱い、契約内容 及び書類整備については、速やかに指針の基準を満たすこと。
- (キ) 基準適合外施設の設置者に対しては、指針の基準に適合していない部分における改善計画を策定するとともに、是正可能な部分から是正を行うよう指導すること。
- (ク) 施設の建替え又は大規模改修時の際は、指針の基準に適合できるよう、事前に 所管の地方局地域福祉課と十分な協議を行うこと。

### 5 基準適合外施設の取扱い

(1) 基準適合外施設についての情報をホームページ等により県民等へ公開する際には、県民等が施設を選択する場合における判断の目安となるよう、別紙3「有料老人ホーム情報開示等一覧表」を用いるなど当該施設において基準に適合していない部分を明瞭に把握できる方法で行うこと。

なお、ホームページへの公開に係る事務は、長寿介護課で行う。

(2) 基準適合外施設が入居者募集や契約を行う際には、入居希望者に対して当該施設において基準に適合していない部分があることを明確に伝えるとともに、重要事項説明書等により、基準に適合していない部分、指針の基準との差異の程度、今後の改善計画等を十分に説明するよう指導すること。

#### 6 届出後の指導

届出を行った施設に対しては、定期的に実地の指導を行い、入居者の処遇の質の確保及び向上を図る。

### 7 その他

- (1) 有料老人ホーム未届施設が届出指導にも関わらず届出を行わない場合は、継続的に届出指導を行い、これに従わない場合は、老人福祉法第 40 条第2号の罰則規定に基づく処置を行う。
- (2) 有料老人ホーム未届施設に対しても、老人福祉法第 29 条第 9 項の立入検査及び 第 11 項の改善命令を行うことができるため、劣悪な環境でのサービス提供や不適 切な利用料徴収等が生じないよう入居者の処遇の質を確保するための適切な指導 を行う。